

**(仮称)札幌駅交流拠点北5西1・西2地区  
第一種市街地再開発事業**

**環境影響評価準備書**

**(要約書)**

**令和4年1月**

**札 幌 市**



# 目 次

第1章 都市計画決定権者の名称並びに事業者の名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地 .....	1
1.1 都市計画決定権者の名称 .....	1
1.2 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 .....	1
1.2.1 事業者の名称 .....	1
1.2.2 代表者の氏名 .....	1
1.2.3 主たる事務所の所在地 .....	1
第2章 対象事業の目的及び内容 .....	2
2.1 事業の目的 .....	2
2.1.1 事業の目的及び必要性 .....	2
2.1.2 主な上位計画における位置づけ .....	3
(1) 「特定都市再生緊急整備地域(札幌都心地域)」(平成25年7月拡大 内閣府) .....	3
(2) 「第2次都心まちづくり計画」(平成28年5月 札幌市) .....	4
(3) 「札幌駅交流拠点まちづくり計画」(平成30年9月 札幌市) .....	6
(4) 「都心エネルギーマスタープラン2018-2050」(平成30年3月 札幌市) .....	7
(5) 「都心エネルギーアクションプラン2019-2030」(令和元年12月 札幌市) .....	8
(6) 「札幌駅交流拠点北5西1・西2地区再開発基本構想」(令和元年10月 札幌市) .....	9
2.2 事業内容 .....	11
2.2.1 事業の名称及び種類 .....	11
2.2.2 事業の実施区域の位置・規模 .....	11
(1) 事業の実施区域の位置 .....	11
(2) 事業の規模 .....	11
2.2.3 事業計画の概要 .....	15
(1) 施設配置計画及び建築計画 .....	15
(2) 駐車場計画・駐輪場計画 .....	19
(3) 自動車動線計画・自転車動線計画 .....	19
(4) 歩行者動線計画 .....	24
(5) 熱源計画 .....	26
(6) 給排水計画 .....	26
(7) 廃棄物処理計画 .....	26
(8) 緑化計画 .....	27
(9) 設備計画 .....	28
(10) その他 .....	28
2.2.4 その他事業に関する事項 .....	30
(1) 工事計画 .....	30
(2) 工사용車両走行ルート .....	30
(3) 工事内容 .....	32
(4) 排水処理計画 .....	32
(5) 建設廃棄物等処理計画 .....	32
2.2.5 事業の内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯 及びその内容 .....	32

第3章 関係地域の概況 .....	36
3.1 設定した関係地域及び設定の根拠 .....	36
3.2 自然的、社会的概況 .....	38
3.2.1 自然的状況 .....	38
(1) 人の健康の保護及び地域の生活環境の保全に係る項目 .....	38
(2) 地域の自然的状況に係る項目 .....	38
3.2.2 社会的状況 .....	38
(1) 地域の社会的状況に係る項目 .....	38
(2) 環境関係法令に係る項目 .....	38
第4章 方法書についての環境の保全の見地からの意見の概要 .....	39
第5章 方法書についての市長の意見 .....	39
第6章 方法書の意見についての事業者の見解 .....	39
6.1 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解 .....	39
6.2 市長の意見についての事業者の見解 .....	40
第7章 環境影響評価の項目、調査、予測及び評価の手法 .....	42
7.1 環境影響評価項目の選定及びその理由 .....	42
7.2 調査、予測及び評価の手法 .....	45
7.2.1 大気質 .....	45
7.2.2 騒音 .....	46
7.2.3 振動 .....	47
7.2.4 風害 .....	49
7.2.5 水質 .....	50
7.2.6 地盤沈下 .....	51
7.2.7 日照阻害 .....	52
7.2.8 電波障害 .....	53
7.2.9 植物 .....	54
7.2.10 動物 .....	55
7.2.11 生態系 .....	56
7.2.12 景観 .....	57
7.2.13 人と自然との触れ合いの活動の場 .....	58
7.2.14 廃棄物等 .....	59
7.2.15 温室効果ガス .....	60
第8章 環境影響評価の調査、予測及び評価の結果 .....	61
8.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 .....	61
8.1.1 大気質 .....	61
8.1.2 騒音 .....	121
8.1.3 振動 .....	148
8.1.4 風害 .....	177
8.1.5 水質 .....	205
8.1.6 地盤沈下 .....	217
8.1.7 日照阻害 .....	246
8.1.8 電波障害 .....	263
8.1.9 植物 .....	276

8.1.10 動物	286
8.1.11 生態系	305
8.1.12 景観	323
8.1.13 人と自然との触れ合いの活動の場	361
8.1.14 廃棄物等	371
8.1.15 温室効果ガス	383
8.2 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	395
第9章 事後調査の計画	416
9.1 事後調査を行うこととした理由	416
9.2 事後調査を行う項目、手法、地域、期間及びその選定理由	416
9.3 事後調査報告書を作成する時期	417
第10章 環境影響評価を委託した相手先	417
第11章 手続の経過の概要及び問い合わせ先	418
11.1 手続の経過の概要	418
11.2 問い合わせ先	419



## **第1章 都市計画決定権者の名称並びに事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地**

### **1.1 都市計画決定権者の名称**

・札幌市

(担当：札幌市 まちづくり政策局 政策企画部

都心まちづくり推進室 札幌駅交流拠点推進担当課)

### **1.2 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地**

#### **1.2.1 事業者の名称**

・札幌駅交流拠点北5西1・西2地区市街地再開発準備組合

#### **1.2.2 代表者の氏名**

・理事長 吉岡 亨

#### **1.2.3 主たる事務所の所在地**

・札幌駅交流拠点北5西1・西2地区市街地再開発準備組合 事務局

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階(都心まちづくり推進室内)

## 第2章 対象事業の目的及び内容

### 2.1 事業の目的

#### 2.1.1 事業の目的及び必要性

札幌駅は道内最大の交通結節点であり、道内外から札幌を訪れる多くの人にとっての玄関口となっている。

札幌駅周辺ではこれまで、鉄道高架事業、札幌駅南口土地区画整理事業などの駅周辺の基盤整備を契機に周辺街区を含めたまちづくりの考え方や整備指針が示され、まちづくりが進められてきた。

国においては、平成14年に札幌駅・大通駅周辺地域が、都市の再生の拠点として都市開発事業等を通じて重点的に市街地の整備を推進すべき地域である「都市再生緊急整備地域」に指定され、平成24年には、都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて、緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として「特定都市再生緊急整備地域」に指定された。

札幌市においては、平成28年に策定した「第2次都心まちづくり計画」では、札幌駅周辺のエリアを『札幌駅交流拠点』と定め、北海道・札幌の国際競争力をけん引し、その活力を展開させる『起点』を形成することとし、道都札幌の玄関口に相応しい空間形成と高次都市機能の強化を図ることとしている。更に、北海道新幹線札幌駅の位置が決定したことを受け、平成30年には、札幌駅交流拠点の新たなまちづくりの指針として「札幌駅交流拠点まちづくり計画」を策定し、その中で事業の実施区域は『先導プロジェクト街区』として、地権者等として事業を推進し、札幌駅交流拠点のまちづくりを先導していく地区として位置づけられ、さらに令和元年10月には『先導プロジェクト街区』に位置づけた「北5西1・西2地区」の再開発を推進する目的で「札幌駅交流拠点北5西1・西2地区再開発基本構想」が策定され、令和元年11月に市街地再開発事業の施行を目指した準備組合が設立された。

このような上位計画のもと具体的な事業化検討の機運が高まる中、『世界へつながる“さっぽろ”の新しい顔づくり』を開発コンセプトとし、以下の4つの視点をもって事業を推進していく。

#### 1) 街並み形成

道都札幌の玄関口にふさわしい新たなシンボル空間の創出

#### 2) 基盤整備

多様な交流を支えにぎわいを形成する交通結節機能の充実とバリアフリー化の推進

#### 3) 機能集積

北海道・札幌の国際競争力をけん引する都市機能の集積

#### 4) 環境配慮・防災

環境にやさしく災害に強い最先端の都心モデルの実現



## 2.1.2 主な上位計画における位置づけ

本事業の実施区域周辺は、都市再生特別措置法における「特定都市再生緊急整備地域(札幌都心地域)」に位置づけられているなど、次に示す上位計画等により整備方針が示されている。

### (1) 「特定都市再生緊急整備地域(札幌都心地域)」(平成25年7月拡大 内閣府)

特定都市再生緊急整備地域は、都市再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として内閣府により指定されるものであり、事業の実施区域周辺においては、図2.1-1に示すとおり指定されている。

本事業の実施区域における整備の目標として、『優れたまちづくりを通じて世界都市となることを目指す札幌市の都心において、都市機能の集積・高度化、都市空間・エネルギー等のネットワーク形成、エリアマネジメントの展開を推進し、災害にも強く、国際的な活動の拠点にふさわしい市街地を形成』及び『これらの優れたまちづくりの展開をパッケージとして国内外に情報発信』が示されている。

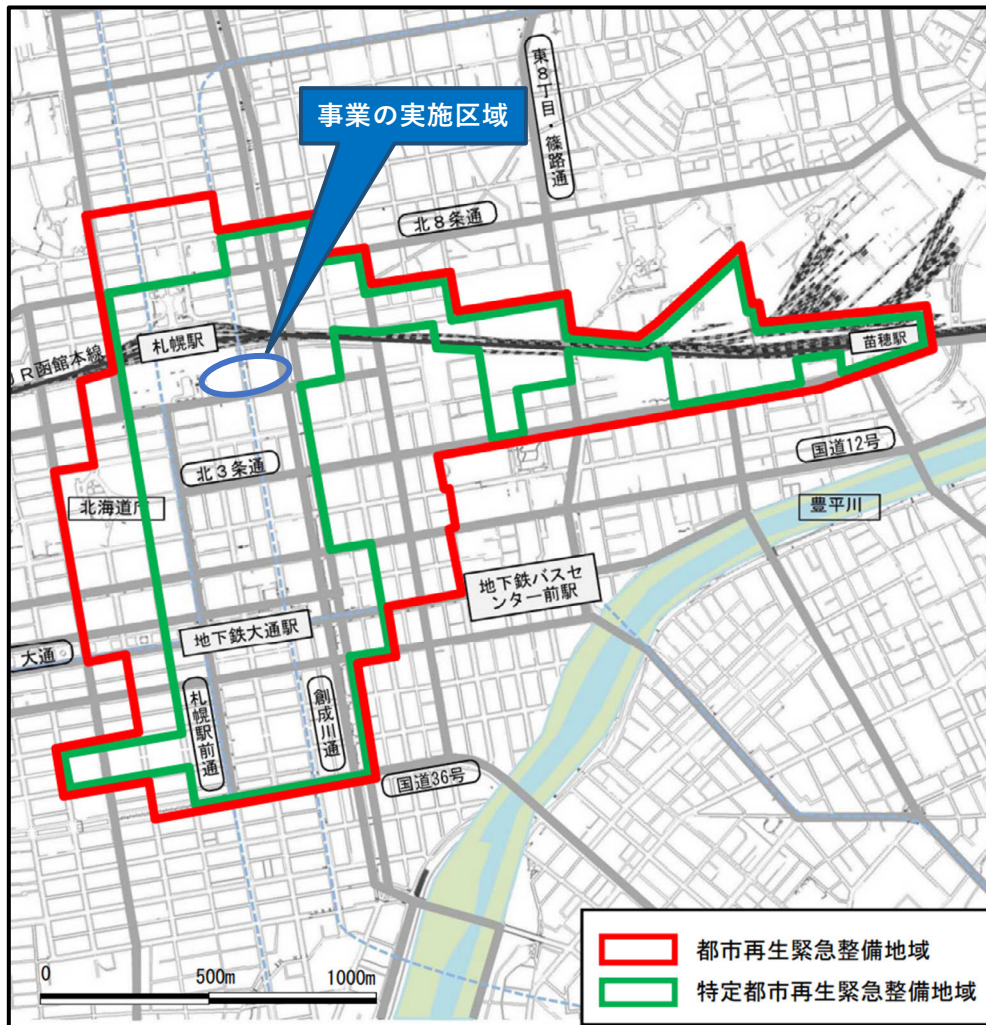


図2.1-1 特定都市再生緊急整備地域(札幌都心地域)の指定状況

注)下記出典資料をもとに事業の実施区域を加筆修正  
出典:「都市再生緊急整備地域(札幌都心地域)」(内閣府)

(2) 「第2次都心まちづくり計画」(平成28年5月 札幌市)

札幌市は、「第2次都心まちづくり計画」において、次の時代の都心まちづくりを支える骨格構造として『4骨格軸・1展開軸・2交流拠点』を位置づけるとともに、骨格軸・交流拠点の形成を展開するため、面的な広がりでもちづくりを展開すべき地区として『ターゲット・エリア』を定めている。

骨格軸及び交流拠点の指定状況は図2.1-2(1)に、ターゲット・エリアの指定状況は図2.1-2(2)に示すとおりである。

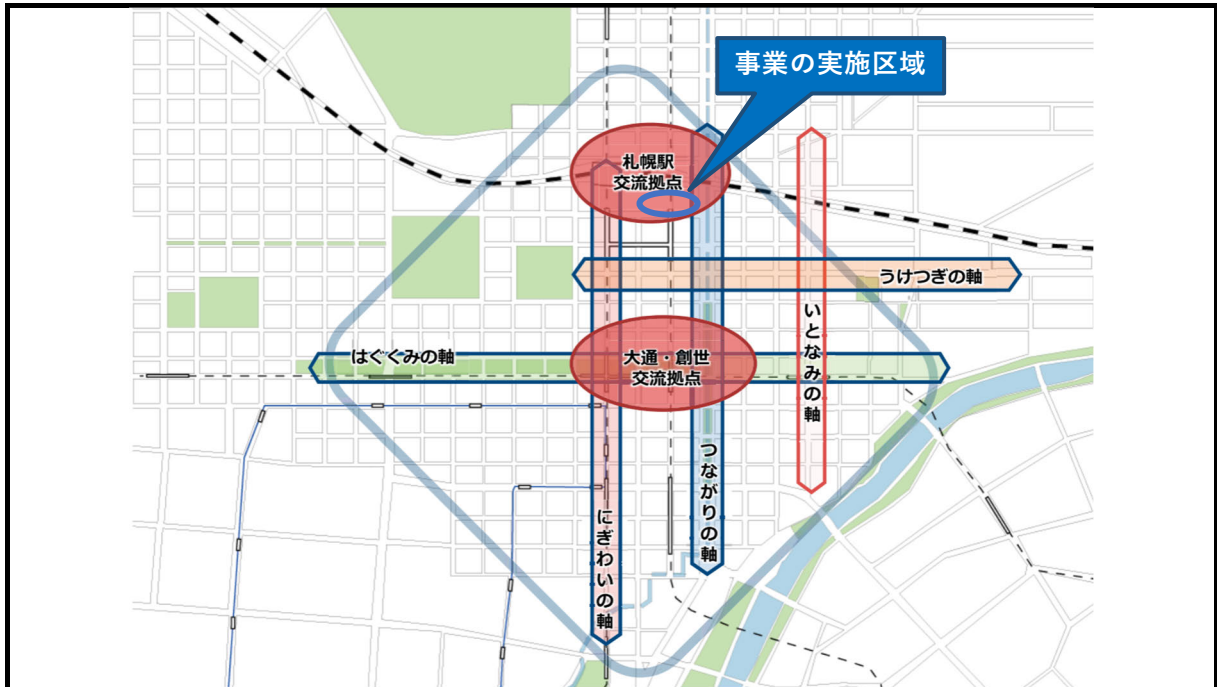


図2.1-2(1) 都市の骨格軸及び交流拠点

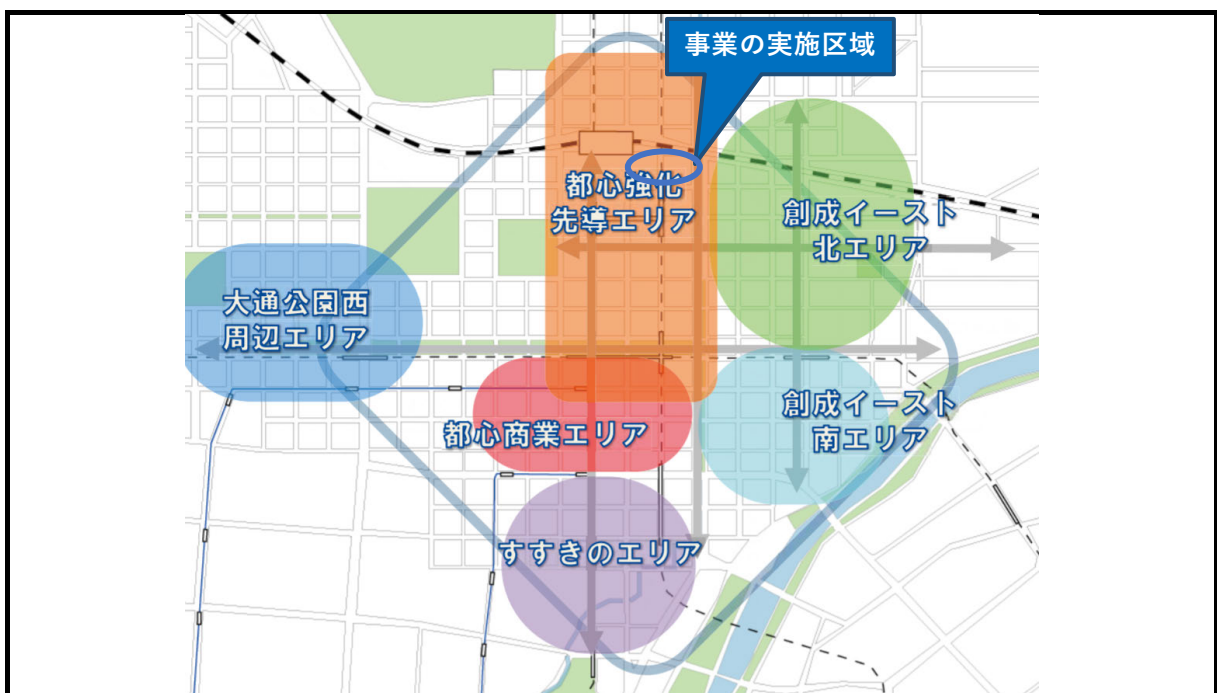


図2.1-2(2) ターゲット・エリア

注)下記出典資料をもとに事業の実施区域を加筆修正  
出典:「第2次都心まちづくり計画」(平成28年 札幌市)

『骨格軸』は、都心で展開される多様な都市活動や個々の開発の展開を有機的に結びつけ、様々な取組を促進するための基軸として位置づけており、事業の実施区域に隣接する創成川通を『つながりの軸』、また事業の実施区域に隣接する南口駅前広場を起点とする札幌駅前通を『にぎわいの軸』に定めている。

『交流拠点』は、新たな活動や交流を生み出し都心全体のまちづくりを先導する点として位置づけており、事業の実施区域一帯を『札幌駅交流拠点』に定めている。

『ターゲット・エリア』は、骨格軸及び交流拠点の形成を戦略的に展開するため、面的な広がりでもまちづくりを展開すべき地区として位置づけており、事業の実施区域一帯を『都心強化先導エリア』に定めている。

事業の実施区域周辺における課題と整備方針は、表2.1-1に示すとおりである。

表2.1-1 事業の実施区域周辺の課題と整備方針

項目	名称	課題と整備方針
骨格軸	つながりの軸 (創成川通)	<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創成川通アンダーパス連続化により、都心通過交通の円滑化が図られたほか、地上部の混雑が緩和</li> <li>・都心東西の隔たりを解消し連続性を高めるための、沿道空間の更新・強化の必要性</li> <li>・都心と高速道路間のアクセス機能強化の必要性</li> </ul> <p>【展開指針】</p> <p>広域からの都心アクセスを支えるとともに、豊かな環境を活かした市民の交流・つながりを創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域交通ネットワークの強化</li> <li>・親水緑地空間と連動した沿道空間でのオープンスペース創出等による、都心東西市街地の連続性の強化</li> </ul>
	にぎわいの軸 (札幌駅前通)	<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌駅前通地下歩行空間(チ・カ・ホ)の整備と、地上部の歩行空間の拡充による歩行者の増加</li> <li>・沿道建物の老朽化に伴う建替え動向の顕在化</li> </ul> <p>【展開指針】</p> <p>都心のにぎわい・活力を象徴する沿道の機能・空間の再編と、都心強化と連動する軸双方向の起点からの高質化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺のエリア特性を活かし、都心のにぎわいと活力を象徴する機能・空間を誘導</li> <li>・歩行者・公共交通を基軸とした回遊の中心軸にふさわしい機能の強化</li> </ul>
交流拠点	札幌駅 交流拠点	<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道新幹線札幌開業を2030年度末に予定</li> <li>・札幌駅の近傍でありながら低未利用地が残されている</li> <li>・駅周辺施設や地下施設などの老朽化</li> </ul> <p>【展開指針】</p> <p>北海道・札幌の国際競争力をけん引し、その活力を展開させる「起点」の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道都札幌の玄関口にふさわしい空間形成と高次都市機能・交通結節機能の強化</li> </ul>
ターゲット・エリア	都心強化 先導エリア	<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌駅前通地下歩行空間の整備、エネルギーネットワークの展開、都市再生事業を通じた高水準オフィスの整備など、人と環境に配慮したまちづくりの展開</li> <li>・都心まちづくりを象徴する札幌駅交流拠点、大通交流拠点、創世交流拠点の3つの交流拠点におけるまちづくりの進展</li> <li>・駅前通を中心とした既存オフィスビルの更新・共同化等の推進</li> </ul> <p>【展開方針】</p> <p>都心まちづくりの目標を先導的に具現化する都市空間・都市機能の誘導・形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外からの企業誘致・投資意欲を喚起する災害時でもエネルギー供給できる体制の確立と高水準のオフィス環境の形成</li> <li>・市民、来街者、誰もが安全快適かつ文化的に過ごせる成熟都市札幌を象徴する都市空間と都市機能の形成</li> </ul>

### (3) 「札幌駅交流拠点まちづくり計画」(平成30年9月 札幌市)

「第2次都心まちづくり計画」の札幌駅交流拠点において、再開発の動きが活発化している一方、低未利用の街区もあることから、さらなる土地の高度利用を図るとともに、官民協働でまちづくりを進めるため、札幌市は新たな指針を示している。札幌駅交流拠点まちづくり計画における目標と基本方針は、表2.1-2に示すとおりである。

図2.1-3に示すとおり、基本方針3に示す機能集積において、事業の実施区域は『高次都市機能集積ゾーン』に位置づけられており、広域交通結節点として、観光・交流機能やビジネス機能等の核となる高次機能の集積等が求められている区域である。

表2.1-2 札幌駅交流拠点まちづくり計画の概要

項目	概要
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>●北海道・札幌の国際競争力をけん引し、その活力を展開させる「起点」の形成 第2次都心まちづくり計画における札幌駅交流拠点の位置づけを踏まえ、道都札幌の玄関口にふさわしい空間形成と高次都市機能・交通結節機能の強化を図る</li> <li>●北海道新幹線札幌開業を見据えた再整備の確実な推進 北海道新幹線札幌開業(2030年度予定)の効果を高めるため、道内外からの来訪者の増加も見据えながら、札幌駅交流拠点の再整備を確実に推進する</li> </ul>
基本方針	<b>方針1</b> 取組の方向 <b>街並み形成</b> ：北海道・札幌の玄関口にふさわしい、魅力的で一体感のある空間の形成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道都の玄関口にふさわしい風格とにぎわいのある顔作りを進める</li> <li>・歩行者中心の回遊性の高い空間を形成する</li> <li>・北海道・札幌の気候特性に対応した空間を形成する</li> </ul>
	<b>方針2</b> 取組の方向 <b>基盤整備</b> ：多様な交流を支える、利便性の高い一大交通結節点の形成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新幹線駅施設とまちをつなぐ交通基盤整備等を進める</li> <li>・各方面と札幌駅とのアクセス性を向上させる</li> <li>・利便性の高い交通結節機能の充実を図る</li> <li>・人とにぎわいの形成に配慮した交通環境を実現する</li> </ul>
	<b>方針3</b> 取組の方向 <b>機能集積</b> ：多様な交流を促進し経済を活性化する都市機能の集積 <ul style="list-style-type: none"> <li>・街区ごとの特性を踏まえた都市機能の集積を図る</li> <li>・新たな交流・活力を生み出す都市機能の集積を図る</li> <li>・多様なワークスタイル・ライフスタイルに対応した都市機能の集積を図る</li> </ul>
	<b>方針4</b> 取組の方向 <b>環境配慮・防災</b> ：低炭素で強靱なまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・低炭素で持続性が高く、みどり豊かなまちづくりを実現する</li> <li>・強靱で安全な都市環境を形成する</li> </ul>

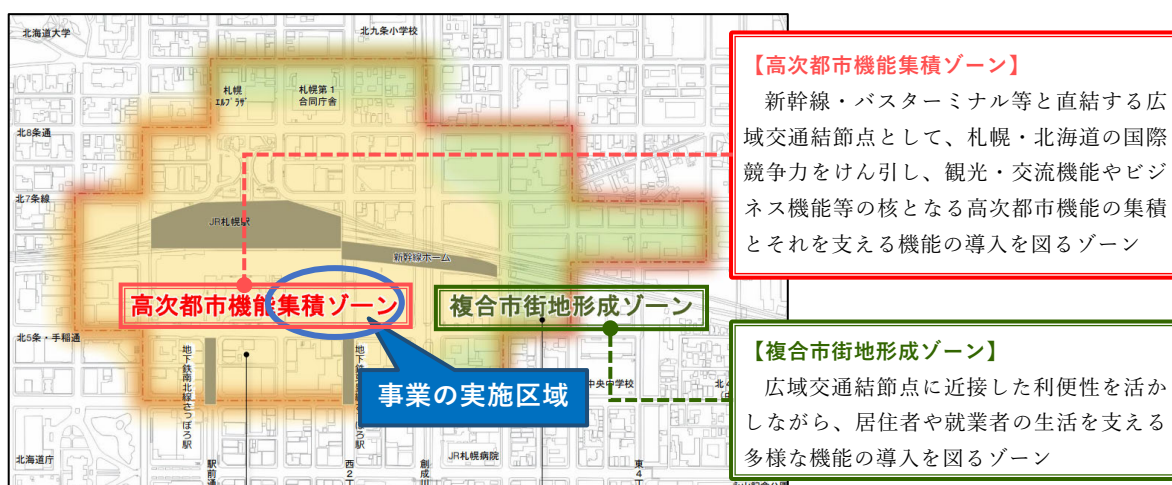


図2.1-3 高次都市機能集積ゾーンの指定状況(方針3：機能集積にあたってのゾーン分け)

注) 下記出典資料をもとに事業の実施区域を加筆修正  
 出典：「札幌駅交流拠点まちづくり計画」(平成30年 札幌市)

(4) 「都心エネルギーマスタープラン2018-2050」(平成30年3月 札幌市)

札幌市は、新たなまちづくりと環境エネルギー施策を一体的に展開するため、既成市街地でランダムに発生する建替更新に対応できるように、長期的な視点でまちの将来像を描き、その実現に向けた指針を示している。

「第2次都心まちづくり計画」に示すまちづくりの方向性を踏まえ、面的な取組を展開するエリアを定めている。図2.1-4に示すとおり、事業の実施区域は『都心強化先導エリア』に位置づけられており、業務機能が集積し、北海道・札幌の経済活動と行政機能を支えるエリアとして、先進的な取組を積極的に進めるエリアである。

都心強化先導エリアでは、『低炭素』、『強靱』及び『快適・健康』の観点から、表2.1-3に示す目標と取組の方向性を示している。

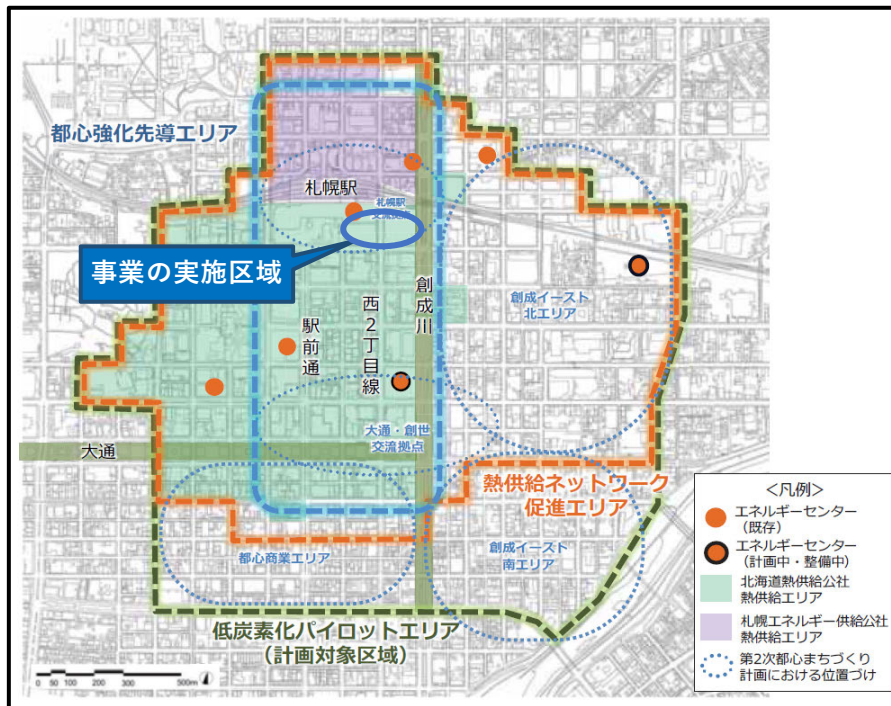


図2.1-4 エリア区分の指定状況

注) 下記出典資料をもとに事業の実施区域を加筆修正

出典:「都心エネルギーマスタープラン2018-2050」(平成30年 札幌市)

表2.1-3 都心エネルギーマスタープラン2018-2050における目標と取組の方向性

項目	目標と取組の方向性	
低炭素	目標	2050年までに建物から排出されるCO <sub>2</sub> を2012年比で80%削減
	取組方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物建替時等の省エネルギーへの誘導</li> <li>コージェネを核としたスマートなエネルギーの面的利用の拡大</li> <li>地域新電力による再生可能エネルギー電力の利用拡大</li> </ul>
強靱	目標	2050年までに都心強化先導エリアの分散電源比率を30%以上に
	取組方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>分散電源比率を増やし非常時の自立機能を強化</li> <li>非常時の避難・一時滞在所に対する電力・熱・水の供給継続</li> <li>エリアマネジメントによる建物と公共空間等が連携した防災対策の推進</li> </ul>
快適・健康	目標	都心の回遊性をさらに向上させるとともに、心地よく健康的に過ごせる場所を2倍に
	取組方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康増進に向けた歩きやすいまちづくりへの支援</li> <li>札幌らしい季節感を感じる屋外空間の充実に向けた対策</li> <li>四季を通じて快適に過ごせる屋内空間の創出への貢献</li> </ul>

(5) 「都心エネルギーアクションプラン2019-2030」(令和元年12月 札幌市)

札幌市は、「都心エネルギーマスタープラン」の内容に基づき、中期実施計画として「都心エネルギーアクションプラン」を示している。

マスタープランで示す目標年(2050年)に向け、都心の低炭素で持続可能なまちづくりのビジョンと戦略をプロジェクトとして具体化し、取組内容と達成指標、実施手順、関係者の役割分担などを明確化する中期的な実施計画である。表2.1-4に示すとおり、アクションプランとして重点的に取り組むべき課題を踏まえ、7つのプロジェクトを体系的に設定し、民間開発や都市基盤整備などと連携しながら取組を進めるとしている。

表2.1-4 都心エネルギーアクションプラン2019-2030における重点課題とプロジェクト

重点課題	プロジェクト	主な取組の想定内容
理念と目標の共有	① 都心エネルギープラン発信	◎3つの発信の取組 ・発信サイトの立ち上げ ・発信の場づくり ・運営体制づくり
低炭素で持続可能なまちづくりの枠組み構築	② 低炭素で強靱な熱利用	◎冷水・温水導管ネットワーク幹線の整備手順 ・駅前通地下歩行空間の地下ピット内と北三条通地下機械室から西二丁目線に向かうルートを整備 ・その他の導管幹線も沿道の開発動向と連動しながら整備を進め、ループ状の導管ネットワーク幹線を形成
	③ 低炭素で強靱な電力利用	◎地域新電力事業による低炭素な電力供給と地産地消の推進 ・地域新電力事業の立上げ ・清掃工場の発電電力の活用 ・グローバルな脱炭素の潮流を反映した電力供給メニューの検討 ・都市開発の誘導・調整と連携した電力供給条件の設定 ・地域の再生可能エネルギー電力事業との連携
	④ スマートエリア防災	◎自立分散電源・熱源の確保 ・一時滞在施設 ・拠点開発 ・個別建替等 ◎エリア防災の推進
	⑤ 快適・健康まちづくり	◎「快適・健康」の実態調査と分析 ・都心の体感環境、人流・滞留に関する調査・分析 など ◎「歩行」に導くコンテンツの整備と発信 ・子供向け、大人向けコンテンツの発信 など ◎「回遊性の向上」につながる機能の誘導 ・木陰で休憩できるスペースなど快適に回遊するために必要となる空間や支援機能の誘導 ・官民連携による地下ネットワークの充実化 など
パートナーシップによる目標達成	⑥ 都市開発の誘導・調整	◎(仮称)低炭素で持続可能な都市開発誘導推進制度の実施 ・事前協議制度 ・運用実績報告制度 ・公表・表彰制度 ・トップレベルへの支援
	⑦ 交流・イノベーション	◎オープンイノベーションによる各プロジェクトの発展的な展開 ・世界のトップランナーとの交流 ・交流・イノベーションの促進 ・実証・実装への展開

(6) 「札幌駅交流拠点北5西1・西2地区再開発基本構想」(令和元年10月 札幌市)

札幌市は、「札幌駅交流拠点まちづくり計画」の目標と4つの基本方針及び北5西1・西2地区をとりまく動向・課題を踏まえ、表2.1-4に示すとおり、整備方針を4つの分野に分けて整理している。

また、本事業を推進するための具体的な手法等として、表2.1.-5に示すとおり、「1) 2街区一体の開発を円滑に事業化する市街地再開発事業の適用」、「2) 緩和型土地利用計画制度等の活用」、「3) 市有地の有効活用のための民間事業者の公募」、「4) 環境アセスメントの実施」を掲げている。

さらに、図2.1.5に示すとおり、事業効果を高めるためには、「新幹線駅施設との接続」、「南口駅前広場との連続性・一体性確保」、「創成川通及び創成東地区との連携」及び「その他周辺街区との連続性」等、周辺街区等とも連携したまちづくりの視点が不可欠であり、それぞれの検討主体と連携して検討を進めるとしている。

表2.1-5 札幌駅交流拠点北5西1・西2地区再開発基本構想の概要

項目	概要		
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>●札幌駅交流拠点まちづくり計画において先導プロジェクト街区に位置づけた「北5西1・西2地区」の再開発を推進する</li> <li>●再開発にあたっての整備の基本的な考え方を明確にし、官民連携で具体的な取組を進める</li> </ul>		
基本方針	街並み形成	方針	道都札幌の玄関口にふさわしい新たなシンボル空間の創出
		整備方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シンボル性のある拠点の創出</li> <li>・新幹線改札口との一体性確保</li> <li>・既存建物等とも調和する景観形成</li> <li>・北5西1・西2地区の一体的な整備</li> <li>・質の高いオープンスペースの創出</li> <li>・東西方向の連続性・展開性の確保</li> <li>・みどり豊かなネットワークの形成</li> </ul>
	基盤整備	方針	多様な交流を支えにぎわいを形成する交通結節機能の充実とバリアフリー化の推進
		整備方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バスターミナルの再整備</li> <li>・都心アクセス道路(創成川通の機能強化)との連携</li> <li>・新幹線利用者に対する交通乗継施設の整備</li> <li>・乗換動線の整備</li> <li>・公共自転車駐車場の確保</li> <li>・誰にでもわかりやすく、使いやすいユニバーサルデザインの歩行者動線の整備</li> <li>・各交通施設等への対応</li> </ul>
	機能集積	方針	北海道・札幌の国際競争力をけん引する都市機能の集積
		整備方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・にぎわい・交流機能の導入</li> <li>・宿泊機能の導入</li> <li>・オフィス機能の導入</li> <li>・交通施設利用者に対応した待合空間との連携</li> <li>・観光・産業振興機能等の導入</li> <li>・附置義務駐車場等の整備</li> </ul>
	環境配慮・防災	方針	環境にやさしく災害に強い最先端の都心モデルの実現
		整備方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低炭素なまちづくりを先導する拠点としての整備</li> <li>・防災機能の確保</li> <li>・多様なみどりの空間の確保</li> </ul>

表2.1-6 本事業を推進するための具体的な手法等

<p>1) 2街区一体の開発を円滑に事業化する市街地再開発事業の適用</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2街区の土地建物の権利関係を権利変換により整理しながら、都市機能の更新と公益的施設の整備を同時に実現する「市街地再開発事業(組合施行)」の活用を図ることを想定する。</li> <li>・ 公益的施設の整備を含む本事業を進めるにあたっては、国等の各種補助制度による支援を受けながら事業を推進する。</li> </ul>
<p>2) 緩和型土地利用計画制度等の活用</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業エリアは、都市再生特別措置法に基づく「特定都市再生緊急整備地域」に指定されており、その「地域整備方針」では、「交通結節機能の強化・再配置」、「地上・地下の重層的な歩行者ネットワークの充実・強化」、「環境負荷の低減に寄与する都市開発事業の促進」などを進めるとしている。</li> <li>・ 本構想の開発コンセプト、整備方針を実現していくことで都市再生に貢献するとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の維持・強化を図ることが期待されていることから、その実現へ向けて、「都市再生特別地区」「地区計画」「立体道路制度」等の手法を適切に選択・活用する。</li> <li>・ 周辺と調和した景観を形成するため、早期の段階で専門家との意見交換を行う制度(景観プレ・アドバイス)等を活用する。</li> <li>・ 既存の都市計画等との整合を図りつつ、この地区の有するポテンシャルを引き出し、良好な開発を推進する。</li> </ul>
<p>3) 市有地の有効活用のための民間事業者の公募</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市有地の適正かつ有効な活用と円滑な事業化のため、まちづくり・再開発等の専門知識、技術力、資金力のある民間事業者を公募する。</li> <li>・ 公募する民間事業者は、事業化に向けた具体的な検討を支援することに加え、必要に応じて準備組織の運営支援、ノウハウの提供、資金協力等を担うものとする。</li> </ul>
<p>4) 環境アセスメントの実施</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業が環境に与える影響について調査・予測・評価を行ってその結果を公表し、有識者等の意見を参考にして、事業を環境保全上より望ましいものとするため、札幌市環境影響評価条例に基づき、環境アセスメント(環境影響評価)を実施する。</li> </ul>

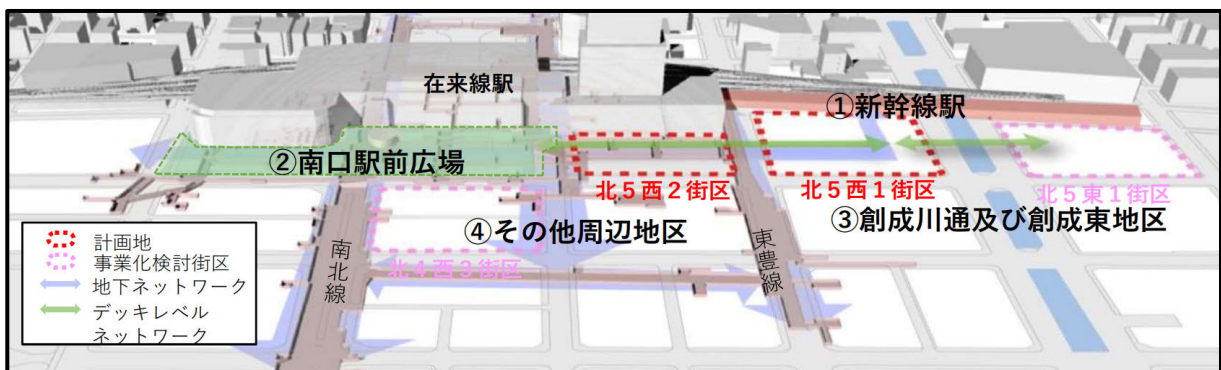


図2.1-5 周辺街区等との連続

出典：「札幌駅交流拠点北5西1・西2地区再開発基本構想」(令和元年10月 札幌市)